

監査委員公表 第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和7年1月27日

鹿屋市監査委員	大 藺 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	原 田 靖

1 監査の基準

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

上下水道部

業務課、工務課、下水道課（下水処理センターを含む）

輝北総合支所

住民サービス課（市成出張所を含む）、産業建設課

串良総合支所

住民サービス課（串良ふれあいセンターを含む）、産業建設課

吾平総合支所

住民サービス課、産業建設課

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課、生涯学習課

鹿屋女子高等学校、鹿屋看護専門学校、南部学校給食センター、北部学校給食センター、吾平学校給食センター、中央公民館、輝北コミュニティセンター、串良公民館（細山田分館、上小原分館を含む）、コミュニティセンター吾平振興会館、花岡地区公民館、高隈地区交流促進センター、大始良地区学習センター、高須地区学習センター、田崎地区学習センター、西原地区学習センター、鹿屋東地区学習センター、文化財センター

（小中学校）

鹿屋小学校、寿小学校、田崎小学校、南小学校、西俣小学校、輝北小学校、串良小学校、細山田小学校、田崎中学校、輝北中学校、串良中学校、細山田中学校

議会事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

4 監査の日程

令和6年10月10日から令和6年11月25日まで（31日間）

5 監査対象年度

令和6年度

6 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第1節 財務監査、第2節 財務監査（経営に係る事務の管理）、第3節 行政監査）

7 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、監査委員事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合を行った。

その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求めながら、一部現地調査を行い実施した。

8 監査の結果

監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 財務監査の結果

ア 契約について

(イ) 予定価格調書の作成について

鹿屋市契約規則第11条、第12条及び第27条の規定並びに平成30年9月21日付け財政課長通知により、除草伐採業務委託については、適正な価格での入札を促進するため、予定価格調書に最低制限価格を設定することとされているが、設定されていない状況が見受けられた。

（吾平総合支所 住民サービス課、産業建設課、教育委員会事務局 教育総務課、
鹿屋看護専門学校）

9 監査意見

改善を要する事項として挙げたものの他に、収入事務、支出事務、契約事務、財産事務などにおいて、事務処理における軽微な誤り等については、関係所属長に指導したところである。

なお、行財政事務の執行に当たっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき、職員責務の規定の遵守を徹底するなど、事務の適正な執行を確保する体制の充実を図り、適正な執行に努められたい。